

基山町訓令第6号

基山町庁用自動車車体利用広告掲載の取扱要領を次のように定める。

平成30年3月29日

基山町長 松田 一也

基山町庁用自動車車体利用広告掲載の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、基山町有料広告掲載要綱(平成28年告示第36号)第4条に基づき、基山町庁用自動車に掲載する広告の取扱いを定め、自主財源の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「庁用自動車」とは、基山町(以下「町」という。)が所有する道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、町民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(4) 個人又は団体の意見を表明するもの

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に関するもの

(6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(7) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第3項に規定する先物取引に関するもの

(8) その他掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告の掲載位置は、庁用自動車の車体側面とする。

(広告掲載方法)

第 5 条 広告は、ラッピング又はマグネットシートにより掲載し、車体塗装は行わないものとする。

(広告掲載料及び広告掲載面積)

第 6 条 広告掲載料及び広告掲載面積は、別表のとおりとする。ただし、広告掲載料には、広告の制作費は含まないものとする。

2 入札等により掲載広告を決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価額を広告掲載料とする。

(広告の製作、掲載及び撤去)

第 7 条 町長は、広告掲載希望者に対し、自らの責任において広告を製作し、掲載し、及び撤去させるものとする。この場合に要する費用は、広告掲載希望者に負担させるものとする。

2 広告掲載希望者が広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、当該庁用自動車の業務の使用に支障が生じないように行わせなければならない。

3 広告の撤去により当該庁用自動車の車体塗装の剥離等が生じた場合は、広告掲載希望者の負担により原状に回復させるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 町長は、基山町広報等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、第10条第1項第1号及び第2号に該当する団体等に対し、広告の案内をすることができる。

3 広告の掲載希望が募集枠に満たないときは、前項に規定する団体等以外の企業等に対して広告掲載の案内をすることができるものとする。また、広告掲載希望者が複数の掲載枠の利用を希望するときは、他の者からの掲載希望がない枠に限り、これを認めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 町長は、広告掲載希望者に対し、基山町庁用自動車車体利用広告掲載申込書 (様式第 1 号) に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、原則として広告掲載希

望日の20日前までに申込みを行わせなければならない。

2 広告主から依頼を受けて広告媒体を確保し広告の作成を行う広告代理店等を広告掲載希望者とすることができる。

(掲載の選定順位)

第10条 広告の掲載申込みが同一の掲載位置に募集枠以上あった場合は、次の選定順位により掲載広告を決定する。この場合において、同一順位の申込みが募集枠以上あったときは抽選とし、当該申込みを行った者を抽選に立ち合わせることができる。

(1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告

(2) 民間企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の民間企業及び自営業者で町内に事業所等を有するものに係る広告

(4) その他掲載広告として妥当であると町長が認めた広告

2 前項の規定にかかわらず、庁用自動車の運行上支障がないと認めるときは、掲載する広告の選定順位は、申込みの受付順とすることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 町長は、第9条の申込書を受けたときは、第3条の基準に基づき掲載の可否を決定するに当たり、基山町有料広告掲載要綱第6条に規定する基山町広告審査委員会に付議し、その審査結果の報告を受けて決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に基山町庁用自動車車体利用広告掲載決定通知書(様式第2号)又は基山町庁用自動車車体利用広告非掲載決定通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後町長の指定する期日までに、一括前納させるものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第2項の広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

(1) 申込者が前条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき。

- (2) 申込者が虚偽の申請をしたとき。
- (3) その他広告の掲載に支障が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 町長は、広告掲載を決定した後、申込者の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の場合を除き、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

基山町庁用自動車車体利用広告掲載料金表

車種	掲載規格			部分掲載料金(部分ラッピング)		1 車両掲載料金
	車体側面 (右側)	車体側面 (左側)	合計	車体側面 (右側)	車体側面 (左側)	
軽自動車	m ² 1.25	m ² 1.25	m ² 2.50	2,000円 / 月 20,000円 / 年	2,000円 / 月 20,000円 / 年	2 面 40,000円 / 年
普通自動車	m ² 1.25	m ² 1.25	m ² 2.50	2,000円 / 月 20,000円 / 年	2,000円 / 月 20,000円 / 年	2 面 40,000円 / 年

基山町庁用自動車車体利用広告掲載申込書

年 月 日

基 山 町 長 様

申 込 者 住所(所在地) 〒

氏名(名称) _____ 印
 (法人・団体の場合は代表者名の記載及び代表者印の押印)
 T E L _____
 F A X _____
 E mail _____

(担当者氏名) _____

申込者と広告主が異なる場合
 広告主の住所(所在地) 〒

_____ 印
 T E L _____
 F A X _____

基山町庁用自動車車体利用広告掲載の取扱要領第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

1 広告の内容

掲載希望車両	広告種別	広告場所	掲載期間
・軽自動車 ・普通自動車	1車両ラッピング	右・左両面	年 月 日から 年 月 日まで
	部分ラッピング	右側面 左側面	

2 申込みにあたり、当社(私)の貴町分町税納付状況調査に同意します。

3 添付資料

(1) 広告原稿(デザイン画(カラー))

(2) 個人の場合は、本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)の写し

(3) 法人・団体の場合は、法人・団体の概要が分かる資料(登記事項証明書、規約、約款、パンフレット等)の写し

(4) 滞納のない証明書(該当する場合は全て)

・申込者が町外の場合は、所在する市町村税に関するもの

・申込者と広告主が異なり、広告主の所在地が町外の場合は、広告主が所在する市町村税に関するもの

町内の広告掲載希望者は不要

*下欄には、記入しないでください。

課 長	参 事	主 幹	係 長	係	受付年月日
					年 月 日

審 査	可 ・ 否	決定日	年 月 日	決定番号	第 号

様

基 山 町 長

印

基山町庁用自動車車体利用広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました基山町庁用自動車車体利用広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続を行ってください。

記

1 広告の内容

掲載希望車両	広告種別	広告場所	掲載期間
・軽自動車	1車両ラッピング	右・左両面	年 月 日から
・普通自動車	部分ラッピング	右側面 左側面	年 月 日まで

2 広告掲載料 金 円

3 広告掲載料の納入 年 月 日までに
同封の納入通知書により指定の場所で納入してください。

4 その他

様

基 山 町 長

印

基山町庁用自動車車体利用広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました基山町庁用自動車車体利用広告掲載について、下記の理由により掲載しないことを決定しましたので通知します。

記

1 広告の内容

掲載希望車両	広告種別	広告場所	掲載期間
・軽自動車	1車両ラッピング	右・左両面	年 月 日から
・普通自動車	部分ラッピング	右側面 左側面	年 月 日まで

2 非掲載理由

3 その他

(不服申立て及び取消訴訟)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。